

鳥取市職員端末広告仕様書

件名	令和 6 年度鳥取市職員端末広告掲載事業
掲載方法	対象となるパソコンのグループウェアログイン時の画面下段(別紙 2 のとおり) ※職員パソコンのグループウェアログイン時の画面中央に毎回表示します。広告は職員がグループウェアログイン画面を開いてから、ログインボタンを押して画面が切り替わるまで表示されます。 ※グループウェアとは市職員が業務で使用するソフトウェアのことです。
アクセス数	・ 端末台数約 1,900 台 ・ 1 日当たりの累計ログイン回数の平均値：3,103 回 ※令和 5 年 11 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日(土日祝日除く)のデータを基に算出
利用者	市職員
広告の仕様	・ 幅 1000 ピクセル×高さ 300 ピクセル以下 ・ jpg または png 形式のファイル ・ データ容量は 300KB 以下 ・ 静止画のみ、インターネットリンク不可、音声出力不可
枠数	1 枠/月
掲載期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日で、1 カ月単位で広告の切り替えができるものとする。
広告原稿の提出	広告主は広告掲載を開始する週の前々週月曜日までに、E-mail にて事務局に提出してください。
広告原稿の提出先	鳥取市資産活用推進課 メールアドレス： shisan@city.tottori.lg.jp

※鳥取市広告掲載要綱(平成 18 年 12 月 1 日施行)及び鳥取市広告掲載基準(平成 18 年 12 月 1 日施行)を遵守してください。